

国際会計基準審議会 御中

2007 年 5 月 25 日

**IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の改訂の公開草案：**  
**『国営企業及び関連当事者の定義』に対するコメント**

我々は、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の改訂の公開草案：『国営企業及び関連当事者の定義』に対してコメントする。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

**1. 総論**

1. 我々は、関連当事者開示に係る会計基準の設定にあたっては、財務諸表作成者の実務負担に配慮が求められるべきと考える。公開草案では、関連当事者間の取引が関連当事者についての開示の対象から除外されることが明確化され、実行可能性について一定の配慮が加えられていることについては歓迎する。しかしながら、我々は、報告企業の親会社の関連会社や、報告企業に対して支配あるいは重要な影響力を有する個人が共同支配又は重要な影響力を有する企業及び、報告企業の主たる経営幹部が共同支配又は重要な影響力を有する企業などの取扱いに関しても、こうした点にさらなる配慮を行うべきと考える。我々の意見では、こうした者を一律に関連当事者の定義に含むよりも、報告企業の親会社、重要な個人株主、主たる経営幹部が取引に重要な影響を与える場合に限り、こうした者との取引の開示を求めるべきであると考えている。
2. 以下の 2. では、IASB における今後の検討の参考となることを期待して、主な質問項目についてコメントをしている。

## 2. 各論（主な質問項目別コメント）

### 質問 2－関連当事者の定義

(a) IAS 第 24 号の関連当事者の定義には、子会社の単体又は個別財務諸表に関しては、子会社を支配する投資者の関連会社は含まれない。審議会は、それは含まれるべきであるとの結論に達し、関連当事者の定義を改訂する提案をしている。審議会は同様に、投資者が人である場合、その人の重要な影響を受ける又はその人に支配されている企業は、お互いに関連するものとして扱うべきであると提案をしている。この改訂提案に同意するか。

同意しない場合には、その理由は何か。どのような変更を提案するか、及びその理由。

#### 1. 子会社と、これを支配する投資者の関連会社との関係について

我々は、親会社の関連会社を一律に子会社の関連当事者に含め、「関連当事者」の範囲を拡大することは、コスト・ベネフィットの観点から適切ではないと考える。親会社の関連会社との取引が子会社の財務諸表に影響を与えるのは、親会社が当該取引に対し重要な影響を及ぼす場合に限られると考える。

関連当事者の範囲を拡げずにこうした取引の開示を求める代替的な方法は、関連当事者が重要な影響力を及ぼしている取引を、「関連当事者取引」に含めて定義しておくことである。すなわち、報告企業の関連当事者（この場合は親会社）が報告企業（この場合は子会社）と他の第三者（この場合は親会社の関連会社）との間の取引に重要な影響を及ぼしている場合、こうした取引を関連当事者との取引として開示することとする一般規定を設ける方がよいと考える。

#### 2. 報告企業の重要な投資者が人である場合の扱い

公開草案では、報告企業を支配する個人が、支配している企業だけでなく、重要な議決権、共同支配又は重要な影響力を有する企業も「関連当事者」の定義に含めている。

しかしながら、個人の投資者について、その投資先の情報を提供することを求めるのは困難であり、当該投資者が支配していない（すなわち、その持株比率が半数を下回る）企業では、この点が特に顕著になるものと考えられる。従って、報告企業を支配する個人の投資家が支配していない企業を関連当事者とするのは、コスト・ベネフィットの観点から適切でないものとする。我々は、報告企業を支配する個人の別の投資先との取引が、報告企業の財務諸表に影響を与えるのは、その個人が当該取引に対し重要な影響を及ぼす場合に限られるものとする。

関連当事者の範囲を拡げずにこうした取引の開示を求める代替的な方法は、関連当事者が重要な影響を及ぼしている取引を、「関連当事者との取引」に含めて定義しておくことである。すなわち、報告企業の関連当事者（この場合は報告企業を支配する個人）が報告企業

と他の第三者（この場合はその個人の投資者が重要な投資を行う別の企業）との取引に重要な影響を及ぼしている場合、こうした取引を関連当事者との取引として開示することとする一般規定を設ける方がよいと考える。

#### 質問 2—関連当事者の定義

(b) IAS 第 24 号は、企業の関連会社同士は関連当事者として定義していない。しかし、ある人がある企業に対し重要な影響力を有し、その人の近親者が別の企業に対し重要な影響力を有しているとき、IAS 第 24 号は、この 2 つの企業を関連当事者と定義している。審議会は、関連当事者の定義から、ある人が重要な影響力を有している企業と、その人の近親者が重要な影響力を有している企業を除くことで、両方の種類の所有の定義を整合させることを提案している。この提案に同意するか。  
同意しない場合には、その理由は何か。どのような変更を提案するか、及びその理由。

関連当事者間の取引の開示を求めることは適切でないという理由から、この提案に賛成する。しかしながら、質問 2(a) のコメントで上述したとおり、報告企業に対する重要な投資者が人である場合の取扱いは、公開草案よりもよい対応があるものと考ええる。

#### 質問 2—関連当事者の定義

(c) IAS 第 24 号は、報告企業の主たる経営幹部が支配、共同支配、又は重要な影響力を有している企業、あるいは当該経営幹部が重要な議決権を有している企業は、報告企業に関連すると定義している。しかし、逆についてはそうではない。ある人が支配、共同支配、又は重要な影響力を有している企業、あるいは重要な議決権を有している企業が報告企業であり、その人が別の企業の主たる経営幹部の一員である場合でも、当該別の企業は報告企業に関連するとはなっていない。審議会は、定義を両方の状況を包含するように拡大することで、この矛盾点を取り除くことを提案している。この改訂提案に同意するか。  
同意しない場合には、その理由は何か。どのような変更を提案するか、及びその理由。

我々は、報告企業に対する重要な投資者が主たる経営幹部を務める企業のすべてを「関連当事者」の定義に含めるのは適切ではないと考える。報告企業に対する重要な投資者が主たる経営幹部を務める企業との取引が、報告企業の財務諸表に影響を与えるのは、その投資者が当該取引に対し、重要な影響を及ぼす場合に限られるものと考ええる。

関連当事者の範囲を拡げずにこうした取引の開示を求める代替的な方法は、関連当事者が関連当事者ではない他の第三者を代表して行う取引を、関連当事者取引に含めて定義しておくことである。すなわち、報告企業の関連当事者（この場合は重要な個人の投資者）が、主たる経営幹部を務める企業を代表して報告企業と取引を行う場合、こうした取引を

関連当事者取引として開示することを求めるものとする一般規定を設ける方がよいと考える。

なお、逆のケース（つまり、報告企業の主たる経営幹部が支配、共同支配、又は重要な影響力を有している企業、あるいは当該経営幹部が重要な議決権を有している企業は、報告企業の関連当事者であると定義する）の取扱いもまた、（現行の IAS 第 24 号から改訂されていない部分であるが、）コスト・ベネフィットの観点から適切でないと考える。我々は、報告企業の主たる経営幹部が重要な投資者である企業との取引が、報告企業の財務諸表に影響を与えるのは、その主たる経営幹部が当該取引に対し、重要な影響を及ぼす場合に限られるものと考ええる。

従って、報告企業の主たる経営者の投資先については、支配をしていない限り「関連当事者」の定義から除外するとともに、質問 2(a) のコメントで上述したとおり、関連当事者が重要な影響を及ぼす取引を、「関連当事者との取引」に含めて定義しておくべきと考える。すなわち、報告企業の関連当事者（この場合は主たる経営幹部）が報告企業と他の第三者（この場合は主たる経営幹部が重要な影響力を有している企業）との取引に重要な影響を及ぼしている場合、こうした取引を関連当事者との取引として開示を求めることとする一般規定を設ける方がよいと考える。

#### 質問 2—関連当事者の定義

(d) 関連当事者の定義をより明確にする本提案に同意するか。提案されている表現は、現在の IAS 第 24 号に盛り込まれているものと同じ関連当事者を捕捉することになるか（ただし、上記の (a) から (c) で記載されている改訂を除き）。提案されている表現が、関連当事者の定義を改善するということに同意するか。  
同意しない場合には、その理由は何か。どのような変更を提案するか、及びその理由。

現行の IAS 第 24 号から改訂されていない点ではあるが、報告企業に関連する企業の退職給付制度（例えば、報告企業の関連会社の退職給付制度）までも関連当事者の定義に含めていることは適切でないと我々は考える。他の属性の関連当事者との整合性も踏まえると、第 9 項 (b) (iv) の定義を「報告企業又は報告企業の子会社の従業員のための退職給付制度」に改訂することが適切である。

**質問 3—関連当事者取引の定義**

関連当事者取引の定義をより明確にする本提案に同意するか。

同意しない場合には、その理由は何か。どのような変更を提案するか、及びその理由。

関連当事者間の取引について、関連当事者についての開示の範囲から除外されることが明確化されたことを歓迎する。

**質問 4—本提案に関して他にコメントがあるか。**

(未履行の契約に関する開示について)

公開草案では、開示すべき項目の例示の中に、関連当事者との未履行の契約を含めている（第 20 項、BC 第 23 項）。しかしながら、これについては、財務諸表に計上もしくは注記での開示が行われていないという未履行契約一般の取扱いとの整合性を考慮すべきと考える。関連当事者と締結した未履行契約のみの開示を求めるという論理に、疑義を感じる。現況では、こうした情報は非財務情報としての開示されるのが最も適切であると思われる。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員長